

台風第13号により被災された方への支援内容一覧表

No.	制度	支援内容	問い合わせ先	No.	制度	支援内容	問い合わせ先
1	罹災証明書、被災証明書の発行	罹災した家屋等に対する証明書の発行について	税務課 資産税班 ☎0475(70)0322	12	国民健康保険税の減免	災害により被害を受けた方で、被害状況に応じての減免	税務課 市民税班 ☎0475(70)0321
2	浸水した家屋の消毒	浸水した家屋の消毒について	健康増進課 ☎0475(72)8321	13	国民健康保険の一部負担金の減免等	災害により被害を受けた場合、被保険者の一部負担金を一定の要件で減免等	市民課 国保班 ☎0475(70)0334
3	妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱い	本市から他市(他県)へ避難した妊婦が、避難先自治体の医療機関で妊婦健診を受診する際の対応	健康増進課 ☎0475(72)8321	14	後期高齢者医療保険の一部負担金および保険料の減免等	災害により被害を受けた場合、一定の要件で減免等	市民課 高齢者医療年金班(後期) ☎0475(70)0336
4	千葉県災害義援金(予定)	千葉県、日本赤十字社、共同募金会で預かった義援金を、罹災された世帯に対し給付する制度について	社会福祉課 社会福祉班 ☎0475(70)0330	15	国民年金保険料の免除	災害により被害を受けた場合、一定の要件で免除等	市民課 高齢者医療年金班(年金) ☎0475(70)0336
5	被災者生活再建支援金	一定規模以上の災害により住家に被害を受けた罹災世帯に対する支援金の支給について	社会福祉課 社会福祉班 ☎0475(70)0330	16	児童扶養手当の所得制限の一時解除	災害により住宅、家財等の2分の1以上の損害を被った場合、所得制限を一時的に解除	子育て支援課 児童家庭班 ☎0475(70)0331
6	災害援護資金	一定規模以上の災害により住居・家財の損害を受けた罹災世帯のうち、資金の貸し付けを希望する世帯への貸付について	社会福祉課 社会福祉班 ☎0475(70)0330	17	介護保険料の減免等	災害により被害を受けた方で、被害状況に応じての減免等	高齢者支援課 介護保険班 ☎0475(70)0309
7	災害救助法に基づく生活必需品の支給(予定)	床上浸水以上の罹災世帯のうち、生活上必要な寝具、その他生活必需品の支給を希望する世帯への支給について	社会福祉課 社会福祉班 ☎0475(70)0330	18	下水道使用料の減免	被害を受けた方の下水道使用料の免除	下水道課 管理班 ☎0475(77)6880
8	日赤関係	床上浸水等の罹災世帯のうち、毛布等の物資を希望する世帯への支給について	社会福祉課 社会福祉班 ☎0475(70)0330	19	社会福祉協議会関係	ボランティアセンターの設置について	市社会福祉協議会 ☎0475(72)1995
9	災害救助法に基づく住宅の応急修理	被災した住宅(準半壊以上)に対し、日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理を実施	都市整備課 営繕室 ☎0475(70)0366	20	NHK放送受信料の免除について	令和5年台風13号による災害における放送受信料の免除について	NHK千葉放送局 経営管理企画センター 開発グループ ☎043(203)0700
10	固定資産税の減免	災害により固定資産に被害を受けた場合、一定の要件で減免	税務課 資産税班 ☎0475(70)0322	21	各種証明書交付手数料の免除について	罹災者・被災者が住民票の写しや印鑑証明書、所得証明書等の交付を申請する場合、交付手数料を免除します。(罹災・被災証明書の提示をお願いします。)	市民課 市民班 ☎0475(70)0340 税務課 収税班 ☎0475(70)0320
11	市税の徴収猶予	災害により被害を受けた場合、被害状況に応じて市税の徴収を一定期間猶予	税務課 滞納整理班 0475(70)0323				

安全安心コーナー

◇安全で安心なまちづくり旬間

県警では、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の理念に基づき、県民の関心・理解を深めるため、毎年10月11日から同月20日までの10日間を「安全で安心なまちづくり旬間」とし、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々と協力しながら、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動を行っています。

〈主な活動内容〉

- ・防犯ポスター展
- ・地域防犯ボランティア県民大会
- ・街頭における防犯キャンペーン
- ・防犯ボランティアなどによる防犯パトロール
- ・防犯教室、防犯座談会、出前防犯講話の開催

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご理解ご協力をお願いします。

◇「電話de詐欺」被害防止強化月間～県民総ぐるみで詐欺撲滅!～

県警では、10月を電話de詐欺被害防止強化月間に定め、「電話de詐欺」対策を強化します。

〈電話de詐欺は電話de対策!〉

留守番電話設定や防犯機能付き電話機の導入を!

〈STOP! ATMでの携帯電話〉

ATMでの携帯電話の通話はしない・させない

〈家族の絆でSTOP! 電話de詐欺〉

家族とこまめに連絡を取り合いましょう

☎東金警察署 ☎0475(54)0110

東金警察署管内安全・安心キャラクター「とうがめくん」

●10月の移動交番車開設日予定

開設場所	開設予定日	開設時間
セブイレブン 季美の森店	6日(金)	10時～11時30分
	18日(水)	14時～15時
ケーヨーD2 大網永田店	10日(火)	14時～15時
	24日(火)	14時～15時
主婦の店 大網店	5日(木)	10時～11時30分
	23日(月)	10時～11時30分
農村環境改善センター いずみの里	17日(火)	10時～11時30分
	27日(金)	14時～15時
みどりが丘 自治会館	5日(木)	14時～15時
	25日(水)	14時～15時
ショッピングセンター アミリエ	10日(火)	10時～11時30分
	25日(水)	10時～11時30分
大網白里市役所	2日(月)	10時～11時30分
大網病院	4日(水)	10時～11時30分

令和5年度総合防災訓練を実施します

市では南海トラフ、相模トラフ沿いおよび房総半島沖等、大きな被害をもたらすことが懸念される地震への災害対応能力の向上や、自助・共助・公助が連携した災害に強いまちづくりを目的に、全市民を対象に総合防災訓練を実施します。

詳細は、広報11月号等でお知らせします。

- ▶日時=11月26日(日)9時～14時(予定)
 - ▶会場=大網小学校
 - ▶内容=発災型訓練、シェイクアウト訓練、避難訓練、市民参加型訓練(初期消火訓練・放水訓練・救命救急講習・給水体験など)、避難支援型訓練(避難所運営訓練、炊出訓練、災害ボランティアセンター設置訓練)、大網小学校児童を対象とした防災セミナー・防災体験
- ☎安全対策課消防防災班 ☎0475(70)0303

電話de詐欺対策機器 購入費を補助します

市では、電話de詐欺防止機能の付いた固定電話機などの購入費用の一部を助成します。予算額に達し次第、締め切ります。

▶受付締切=令和6年2月29日(木)

▶補助金額=対象経費の額(上限1万円)

※1世帯当たり1回限り。

▶対象=申請日時時点で65歳以上となる方、またはその世帯員

▶主な要件等=本市の住民基本台帳に記載されている方、世帯全員が市税を滞納していないこと、令和5年4月1日以降に県内の店舗で購入した補助対象機器であること。

申請方法等の詳細は問い合わせください。

☎安全対策課生活安全班

☎0475(70)0387

災害に備えて家庭で備蓄品を準備しましょう

大規模災害では、ライフラインや物流の停止、長期間の避難所生活により、物資が不足する恐れがあります。市の備蓄数には限りがありますので、各家庭では災害発生後1週間程度の食料や水の備蓄にご協力ください。

○常時携行品

財布や携帯電話、キャッシュカード、免許証など普段持ち歩く貴重品に加えて、携帯ラジオ、携帯電話の充電器

○非常持出品

備蓄品の一部とし、2泊3日程度の避難生活に必要な非常食や飲料水を選び、持病薬やアレルギー対応食など命を守るために必要な物を優先する。普段からリュックサックに入れることで、避難する時に両手が使えます。

○備蓄品

食料や水は最低3日、できれば1週間以上備蓄する。蓄える食品はレトルト食品や缶詰、カップ麺とする。水は大人1日当たり3ℓが目安、水の配給を受けるためのポ

リ容器も必要です。また下着や着替えも用意しましょう。

〈停電時に特に必要な備品〉

懐中電灯、ランタン、携帯ラジオ、卓上こんろ、乾電池、発電機(屋外で換気し使用)

〈断水時に特に必要な備品〉

飲料水、給水用ポリ容器、非常用トイレ
ポリ容器には普段から水を貯めておき、生活用水としても使用する。

〈ローリングストック法の実践〉

普段食べているインスタント食品等を多めに買い、消費期限の短いものから定期的に消費し、食べた分を補充していく方法です。消費期限切れを防ぎ、食べ慣れた食品を災害時に食べることができ、災害のストレスの軽減にもつながります。

☎安全対策課消防防災班 ☎0475(70)0303



▲備蓄品チェックリスト(市ホームページ)